

【質問票】

以下の質問につきまして、各選択肢より現在お考えの施策に最も近い内容をお選びいただき、○をお付け下さい。〈自由記述欄〉へはご施策に関するより具体的な目標や期間等のご記入をお願いします。なお、“新市政”とは、立候補ご予定者様の市長就任後の新たな市政全体を指します。立候補ご予定者様のマニフェストが実現されることを前提としてご回答ください。また、現市政へ対する提言(実現すべき理想の状態)としてのご回答も可能です。

※ひとつの質問につき、最も当てはまるものを一つお選びください(【5】-①のみ複数回答可)。

立候補ご予定者さまお名前: _____

【1】 協働をしくみにするためのプロセスについて

(1) 協働環境を向上する指針や条例の策定など推進し評価する体制をどのように構築しますか？

協働を体系的に進めるにあたり、まずは根拠法令の整備が必要です。協働を進めるための法的根拠の整備と、その推進・評価体制の整備について、お考えを聞かせてください。

〈方針としてあてはまる番号に○をおつけください〉

0	NPO との協働に関する指針や条例を策定する予定はない。
1	首長の公約や年度の基本方針に、NPO との協働の推進を掲げる。
2	NPO との協働に関する指針や条例の策定についての検討を行う。
3	NPO との協働に関する指針や条例の策定にむけて既に準備を行っている。
4	NPO との協働に関する指針または条例のどちらか一方がすでに策定されている。
5	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、ウェブサイトで公開を行う。
⑥	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し評価する体制を整備し、中期的な推進計画を策定するとともにウェブサイトで公開する。

〈自由記述欄〉

協働のまちづくり指針および指針に基づきアクションプラン策定済み 事業施行中

(2) 協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開しますか？

協働を推進するためには、指針・条例づくりの段階から市民に公開し市民とともにすることが重要です。指針や条例の策定のあゆみを市民にどれだけ公開されるか、お考えを聞かせてください。

〈方針としてあてはまる番号に○をおつけください〉

0	公開は行わない。
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみ公開する。(冊子のみ)
2	ウェブサイトにて、決定事項と経緯の要約を公開する。
3	報告書や公開用資料として、閲覧可能な状態とする。(経緯を閲覧可能とする)
4	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録を公開する。
⑤	ウェブサイトで検討・条例策定段階の摘録が公開され、策定までのプロセスが順を追って、わかりやすく理解できるよう公開する。

〈自由記述欄〉

公開済み

(3) 協働をしきみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？

指針や条例の策定及びその後の運用の評価・見直しに、市民がどれだけ・どのように関わるか、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	市民が参画する予定はない。
1	指針等の試案を市民に開示し、意見を求める機会を設ける。(パブリックコメントなど)
2	指針等を検討する会議体が活動中の団体に意見を求める。 または、指針等を検討する会議体に公募ではない市民委員が参画する。
3	指針等を検討する会議体に市民委員を公募する。
4	指針の策定時には公開の場で試案作成段階から意見交換を行うが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行う予定はない。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換を行う場を設ける。
6	指針の策定と見直しを検討する会議体(公募の市民委員を含む)が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会を設ける。

<自由記述欄>

施行中です

【2】しきみが効果的に活用されるための整備について

(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？

協働の実践を進めるには、指針や条例があるだけでは不十分です。協働を推進する部署(市民からの協働の提案を受け止める窓口)の設置について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	機能は設けない。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を配置する。
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当を設ける。
3	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当を設ける。
4	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を随時設ける。
5	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を定期的に設ける。

<自由記述欄>

窓口は設置済み

(2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員が協働の考え方を理解すると共に、職員間でその理解を共有する必要があります。職員に対する研修等について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

※以下、現業職を除く事務系職員を「全職員」としています。

0	協働に関して、全職員を対象とした情報提供を行う予定はない。 (協働担当部署職員のための研修など)
1	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、または、一部の職員が研修を受ける。
2	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、かつ、一部の職員が研修を受ける。
3	全職員のほとんどが上司または担当部署から、協働の進め方に関する説明を受ける。
4	全職員の20%以上または管理職の30%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。
5	全職員の30%以上または管理職の50%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。
6	全職員の50%以上または管理職の70%以上が、着任後2年間以内に、協働に関する研修を受ける。

<自由記述欄>

全庁で実施している

(3) 全庁的な協働の推進体制を整えますか？

地域の課題は多岐に渡り、一つの部署で対応しきれないケースも多く見られます。その解決には全庁的な情報共有・協働推進が重要です。全庁的な整備について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	全庁的な推進体制を整える予定はない。
1	協働を推進するための手引きを作成する。
2	多くの部署を対象とした協働推進のための会議または学習会が随時開催される。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議(または学習会)が開催される。
4	全部署に協働推進担当者を任命し、または協働案件を検討するための関係部署による調整会議を随時開催するなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。
5	全部署に協働推進担当者を任命し、協働案件を検討するための関係部署による調整会議を定期的で開催するなど協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。

<自由記述欄>

(4) 庁内で協働事例は共有・活用されますか？

庁内で協働に関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し、次のステップとしての資料として活かす必要があります。庁内における事例活用の方法について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	協働事例の収集・共有を行う予定はない。
1	協働事例が知りたい場合は市民活動の担当部署に尋ねればわかる状態とする。
2	協働事例集を年に1回程度、作成・配布する。
3	協働事例がいつでもデータベースで検索できるよう整備する。
4	協働事例集を教材として、庁内で学習会を開催する。
<input checked="" type="radio"/> 5	協働事例をもとに、市民も参加しての学習会を開催する。

<自由記述欄>

学習のだけでなく、事業実施を行っている。

【3】しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて

(1) 市民(NPO)からの提案を受け入れる工夫をされますか？

市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制をどのように整備されるかについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	提案を受け止めた後の対応を制度化する予定はない。 (パブリックコメント、首長への手紙等の窓口のみ設ける)
1	市民活動団体に対する補助・助成制度のみ設ける。
2	予算編成の前後に、協働に関する年間事業説明会を開催する。
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ、市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある)
4	特定部署に対してのみ、広く市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準は明示されている)
5	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (部署ごとに提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある)
<input checked="" type="radio"/> 6	市民(NPO)からの提案は、全庁のすべての事業について提案できる。 (全庁共通の提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある)

<自由記述欄>

--

(2) 協働事業、協働先の選定方法について

ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？

協働事業および協働先の選定は、自治体とNPO等が相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開についての実施予定について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開する。
1	手順のみ、事前に公開する。
2	手順・基準ともに事前に文書で公開する。
3	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。
4	事前に手順や基準、そして応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。

<自由記述欄>

--

イ) 審査機関へどのように市民が参画するようにしますか？

審査委員会等における委員公募の考え方についてお聞かせください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	市民の参画予定はない。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している(公募は行わない)。
2	補助・助成制度のみ、審査委員を公募する。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画する(公募は行わない)。
4	協働施策を検討・審議する機関に、市民を公募する。
5	協働案件の審査または協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。
6	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。

<自由記述欄>

--

ウ) 選考結果をどのようにフィードバックされますか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となり得る NPO 等の事業力の向上に結び付けることを意識したフィードバックが行われるご予定、選考結果の公開内容、公開方法について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	採択・不採択の結果のみ通達する。
1	審査委員の代表から、総括コメントを示す。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果を、申請者に通達する。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを、各申請者に通達する。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果または、審査員からのコメントをすべての申請者について公開する。
5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを、すべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
6	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントおよび審査過程をすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。

<自由記述欄>

(3) 協働事例をどのように公開・活用されますか？

協働事業は、一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や、他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。一般市民の観点での事例の公開・活用の考え方について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	協働事例を公開する予定はない。
1	ウェブサイト以外の方法で協働事例を公開する(閲覧・取り寄せ可能など)。
2	協働事業の名称のみの一覧表を、ウェブサイトで公開する。
3	協働事例の概要がわかる一覧表を、ウェブサイトで公開する。
4	協働事業の発表会・報告会を毎年開催する。
5	協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開する。
6	事業評価結果を含む、協働事例の詳細がわかる報告書をウェブサイトで公開する。

<自由記述欄>

(4)しきみを普及するために、NPO と共に学び、互いに育つ しきみをどのように構築されますか？

NPO と「共に育ち」「共に学ぶ」という観点での取り組みについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	育成の機会を設ける予定はない。
1	協働に関する、各種制度・施策の説明会を行う。
2	NPO の事業力を育てる機会を設ける。
3	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の進め方について協議する場を随時設ける。
4	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の進め方・評価について協議する場を常設する。
5	庁内の主要部署と NPO が、協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設する。

<自由記述欄>

--

【4】協働事例の評価・ふりかえりについて

協働事例の評価・ふりかえり、制度の改善をどのように行われますか？

協働事業の評価・ふりかえりは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現につながります。事業実施後の評価・ふりかえりの実施と、その結果が次年度の事業や制度の改善に生かされているかどうかについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	評価を実施しない。
1	NPO と自治体のそれぞれが評価を行うが、共有しない。(事務事業評価のみなど)
2	受益者や関係者などの評価を行うが、共有しない。
3	NPO と自治体のそれぞれが評価を行い文書レベルで共有する。
4	受益者や関係者などの評価も合わせて、NPO と自治体がふりかえりの機会を複数回(中間と終了後など)設ける。
5	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映される。
6	各協働事業について複数回実施された評価・ふりかえりの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映される。

<自由記述欄>

--

【5】協働に関する情報の発信・整備について

(1) 自治体のウェブサイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？

ウェブサイトに協働の情報がどれだけ公開されるか(協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに公開されるか)について、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる□に✓をおつけください ※複数選択可能>

<input type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針を開示する。
<input type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表を開示する。
<input type="checkbox"/>	協働事業の提案方法を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	今後の協働の進めかた、促進のための具体的な施策を開示する。
<input type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー(おおむね1週間以内)に開示する。

<自由記述欄>

(2) 協働環境を向上するために、どのようにNPO等の情報を整備・公開されますか？

協働を促すためにNPO等の情報を整備し、広く公開されるかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、担当部署での書面閲覧で公開する(ウェブサイトでは開示しない)。 (同法の適用を受けない自治体では、「基本的な情報を開示しない」)。
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、ウェブサイトで公開する。
2	団体名・代表者名・連絡先・定款・活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内をウェブサイトで紹介する。
3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティア・サークル、町内会・自治会などの地縁団体など幅広い団体について、基本的な情報をウェブサイトで閲覧できる。
4	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績が公開される。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のものに更新される。
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また、公開されている情報をSNS等で共有できる。

<自由記述欄>

【6】指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について

(1) 指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民参画はどのようにされますか？

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加するか、また、選定プロセスおよび選定結果についての情報公開がされるかについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	市民の参画予定はない。
1	制度設計や審査制度について、パブリックコメントのみ実施する。
2	すべての施設に共通する基本指針の策定に市民が参画する。
3	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計または、審査機関に、公募の市民が参加する。
4	指定管理の対象となる 20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に、公募の市民が参加する。
5	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募ではない市民が参加する。
6	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に、公募の市民が参加し、その経過・結果をウェブ上で開示する。

<自由記述欄>

(2) 指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどうされますか？

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、また、その機会に市民が参加するのにかについて、お考えを聞かせてください。

<方針としてあてはまる番号に○をおつけください>

0	監査・評価機関は設けない。
1	監査・評価機関は設けるが、市民の参画は予定しない。
2	10%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関について市民が参画する。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。

<自由記述欄>

おと解決にしていたみたい。
 友章
 質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。
 申し訳ないが、質問項目が多く、回答に時間がかかります。多忙なので